

軽費老人ホームケアハウス博愛

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

軽費老人ホームケアハウス博愛運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の設置運営するケアハウス博愛（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入所者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 軽費老人ホームケアハウス博愛（以下「施設」という。）
- (2) 所在地 和歌山県御坊市名田町上野1 7 2 2 番地1

第2章 職員の職種、人員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年6月1日厚生労働省令107号）」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- (1) 施設長 1名（兼務）
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 1名
- (4) 調理員 1名（兼務）

(職務)

第5条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

2 職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

3 生活相談員は、入所者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。

- 4 介護職員は、入所者の援助並びに清掃を行う。
- 5 調理員は栄養士と連携し、入所者の給食調理業務を行う。

(研修の実施等)

第6条 職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保する。

(1) 新任研修

採用後6ヶ月(毎月2回)

(2) 継続研修

毎月1回

第3章 施設の入所者数

(入所者の定員)

第7条 施設の入所者定員は、17名とする。

第4章 入所者に提供するサービスの内容

(食事の提供)

第8条 施設は、入所者に対し毎日三食の食事提供を行うものとする。但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくても良いこととする。

2 食事の場所は、原則として食堂とする。

3 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第9条 入浴は隔日以上とし、入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 入浴に際しては、ほかの入所者に配慮し、清潔の維持に留意するものとする。

3 入所者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

4 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(相談、助言等)

第10条 施設は、入所者又はその家族に対して、親身になって各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行うものとする。

(協力医療機関等)

第 1 1 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(健康の保持)

第 1 2 条 入所者の定期健康診断は、毎年 1 回以上とし、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 入所者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

(生活援助)

第 1 3 条 入所者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2 入所者が入所後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又は、病気等で介護者が必要となった場合には在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は入所者の個人負担とする。

第 5 章 入所者の資格及び利用料

(入所者の資格)

第 1 4 条 施設を利用できる者は、次の各号に該当する者に限る。

- (1) 年齢が 6 0 歳以上である者。ただし、その者の配偶者、3 親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 身体機能の低下が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められるものであり、家族と同居できない者及び自炊等に困難、不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活が可能な者。
- (4) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができるもの。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人が原則 2 人（やむを得ない理由がある場合は 1 人でも可）定められること。

(利用料等)

第 1 5 条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

	階層区分 対象収入(年…1月～12月)	基本利用料(月額)			
		サービス提供費	生活費	居住費	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	46,330円	25,600円	81,930円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000円	46,330円	25,600円	84,930円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000円	46,330円	25,600円	87,930円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000円	46,330円	25,600円	90,930円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000円	46,330円	25,600円	93,930円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000円	46,330円	25,600円	96,930円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000円	46,330円	25,600円	101,930円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000円	46,330円	25,600円	106,930円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000円	46,330円	25,600円	111,930円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000円	46,330円	25,600円	116,930円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000円	46,330円	25,600円	121,930円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000円	46,330円	25,600円	128,930円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000円	46,330円	25,600円	135,930円
14	2,700,001～2,800,000円	71,000円	46,330円	25,600円	142,930円
15	2,800,001～2,900,000円	78,000円	46,330円	25,600円	149,930円
16	2,900,001～3,000,000円	85,000円	46,330円	25,600円	156,930円
17	3,000,001～3,100,000円	92,000円	46,330円	25,600円	163,930円
18	3,100,001円以上	104,748円	46,330円	25,600円	176,678円

※ 11月～3月は、別途冬季加算（2,040円（月額））あり

（２）光熱水費は実費とする。

第６章 入居及び退居

（入居の手続き）

第１６条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- （１）入居契約書
- （２）健康診断書
- （３）身元保証書
- （４）収入証明書（年金証書の写し）
- （５）その他、施設長が必要と認めた書類

（退居）

第１７条 入所者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- （１）入所者の死亡
- （２）入所者から退去届の提出がありこれを受理したとき。
- （３）次条の規定により利用契約を解除したとき。

（利用契約の解除）

第18条 施設長は、入所者が次の各号の一に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正又は偽りの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (4) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入所者自身で判断ができなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入所者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

第7章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第19条 入所者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入所者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅介護サービスの利用)

第20条 入所者は、入所後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができるものとする。

2 前項の場合、サービスの利用は入所者の希望を尊重し、施設はケアプランを作成し、必要な助言を行うものとする。

(サービス提供方針)

第21条 入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとする。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、当該入所者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(専用居室)

第22条 専用居室は、原状のまま使用する。

- 2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入所者が定められた場所まで運搬する。
- 3 専用居室において使用できる暖房・冷房、その他の機器については別に定める。
- 4 入所者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
- 5 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第23条 入所者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 二人部屋の入所者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第24条 入所者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入所者以外の方を同居させることができない。

(共用施設・設備)

第25条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

- 2 共用施設・設備の利用は原則として午前9時から午後7時までとする。
- 3 入所者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 4 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。
- 5 入所者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

(洗濯)

第26条 洗濯は、入所者が行う。

(起床・就寝)

第27条 起床・就寝の時間はとくに定めない。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの入所者の生活に十分な配慮をしなければならない。

(外出及び外泊)

第28条 入所者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日

までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

（緊急時の対応）

第29条 当施設職員は、入所者の状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医等への連絡を行うなどの措置を講じるとともに施設長に報告するものとする。

（自主活動）

第30条 入所者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動を行うことができる。

2 入所者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。ただし、必要な経費は、参加者が負担する。

3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留める。

第8章 非常災害対策

（非常災害対策）

第31条 施設長は、特別養護老人ホーム日高博愛園の消防計画に則り、火災、地震、水害その他非常災害の防止に努めるものとする。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

（入所者留意事項）

第32条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める重要事項説明書を入所者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

（面会）

第33条 入所者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付けの台帳にその氏名及び必要事項を記載するものとする。

2 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

（施設内の禁止行為）

第34条 入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

（1）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

（2）宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃

したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第35条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとし、職員が退職した後も同様とする。

2 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、予め文書により入所者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第36条 施設は、入所者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 入所者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第37条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修をおおむね3ヶ月に1回程度実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告さ

れ、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第39条 提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止等)

第40条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(重要事項の掲示)

第41条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第42条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者等に当施設を紹

介することの代償として、金品その他財産上の利益を提供してはならないものとする。

(地域の連携)

第43条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録整備)

第44条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。

2 入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管
しなければならないものとする。

(その他)

第45条 この規程に記載のない事項並びに解釈に疑義が生じたときは、管理者に報告
し、管理者はその処理に関して指示又は承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。